

特定健診等システム標準化検討会 ワーキングチーム（第5回）

議事概要

日時：令和7年8月18日（月）14:00～14:50

場所：WEB会議及び日本コンピューター株式会社りそな新橋ビル6F会議室

出席者（敬称略）：

（座長）

出席 岡村 智教 慶應義塾大学 医学部衛生学公衆衛生学教室 教授

（構成員）

欠席 大柳 京美 遠軽町 民生部保健福祉課 参事

出席 星 悠貴 板橋区 健康生きがい部 国保年金課国保特定健診係 主任

出席 武藤 修哉 八王子市 健康医療部成人保健課 主任

出席 倉内 ちさと 大阪市 福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）
担当係長

出席 松田 真弓子 香南市 健康対策課 主任保健師

出席 吉川 勇輔 アトラス情報サービス株式会社
福祉システム部標準化プロジェクト 係長

出席 吉岡 久美 株式会社 RKKCS 第2システム本部
健康管理グループ グループ長

出席 坂本 孝志 四国情報管理センター株式会社 営業部営業3課 課長

出席 中島 卓朗 株式会社 TKC 地方公共団体事業部
ユーザ・インターフェイス設計センター チーフ

出席 関場 基浩 日本電気株式会社 パブリックシステム開発部門
住民情報システム開発統括部 プロフェッショナル

出席 古閑 聡 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部
社会保障サービス事業部 マネージャー

【オブザーバー】

欠席	米田 圭吾	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
出席	池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
出席	門田 大悟	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付主査
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席	小山内 崇矩	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	石部 恵美	厚生労働省保険局高齢者医療課 一体的実施調整官
出席	粕谷 佳葵	厚生労働省保険局高齢者医療課 主査
出席	木下 竜一	厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室 主査
出席	舘野 靖史	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
出席	菊地 貴文	厚生労働省保険局国民健康保険課

【事務局】

公益社団法人国民健康保険中央会

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 開催要綱について
 - (2) 全体スケジュールについて
 - (3) 電子カルテ情報共有サービスの概要、および対応状況について説明
 - (4) 標準仕様書案の修正内容・検討事項について
 - (5) ご依頼事項について
 - (6) その他
3. 閉会

【配布資料】

資料 1 開催要綱

資料 2 全体スケジュール

資料 3－1 電子カルテ情報共有サービスについて

資料 3－2 電子カルテ情報共有サービスに伴う特定健診等データ管理システムの
対応状況について

資料 4 標準仕様書案の修正内容・検討事項

資料 5 ご依頼事項

別紙 ご意見記入シート

別途添付 1 特定健診等システム標準仕様書【第 1.1 版】案

○議事概要

(議事 (1) について)

事務局から特定健診等 WT の開催要綱について説明が行われた。

構成員の変更、オブザーバーの変更があった。

新規参画の構成員よりご挨拶いただいた。

意見、質問等なし。

(議事 (2) について)

事務局から全体スケジュールについて説明が行われた。

意見、質問等なし。

(議事 (3) について)

厚生労働省、および事務局から電子カルテ情報共有サービスの概要について説明が行われた。

<質疑応答>

- ・(ベンダ構成員) 資料 3－2 3 ページにおいて、取得要求は CSV 形式で作成するとあるが、各保険者がインタフェース仕様に沿った CSV ファイルを作成するのか、それとも国保中央会にてツールを配布したりするのか、現時点での想定を伺いたい。

⇒ (事務局) 各保険者でファイルを作成いただく形であるが、国保中央会からツールも既に提供している。

- ・(ベンダ構成員) 資料 3－1 15 ページにて健診項目案の記載があるが、「特定健診・後期高齢者健診」は空白だが「保険者が取り扱う項目」は○になっているものがある。管理が必須になるのかなど、今後の扱いについて想定を伺いたい。

⇒ (厚生労働省) 現時点では、空白の項目は医療機関から電子カルテ情報共有サービスに情報を提供する規格に存在していないため連携ができない。規格化を進めている状態であるため、時期は未定であるが、将来的には連携できるようにする想定である。

- ・(構成員) 資料 3-1 12 ページにて、データ登録タイミングは健診結果が揃い次第とあるが、地方自治体の運用によって時期が異なるという意味か。
⇒ (厚生労働省) 各電子カルテの機能の実装の仕方にもよるが、基本的には電子カルテの中で、問診や各検査の内容など必要なカラムの情報が入ると直接自動的に送信されるため、自治体の運用とは関係がない認識。

(議事 (4) について)

事務局から標準仕様書案の修正内容・検討事項について説明が行われた。
意見、質問等なし。

(議事 (5) について)

事務局から標準仕様書案等に対するご意見の依頼について説明が行われた。
意見、質問等なし。

(議事 (6) について)

全体を通しての確認がされた。
意見、質問等なし。

以 上